

(平成25年10月17日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会東京地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 3 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年11月から58年3月まで
② 昭和58年5月から59年4月まで
③ 昭和60年5月

私は、会社を退職する都度、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してきた。夫が国民年金に加入してからは、私が夫婦二人分の保険料を納付していた。加入手続だけを行い、保険料を納付しないことは考えられない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③については、申立人が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと述べており、申立人の夫の昭和59年5月から60年2月までの保険料は申立人と同日に納付され、申立期間③の保険料は同年7月16日に納付されていることが確認できる上、申立人の当該期間に係る資格取得処理日は夫のその納付日前の同年6月27日であることがオンライン記録で確認できることから、申立期間③は当該処理日時点で現年度納付が可能であり、申立人が、当該期間についても夫の保険料と一緒に自身の保険料を納付していたものとみても不自然ではない。

一方、申立期間①及び②については、申立人は、当該期間前の昭和52年3月に厚生年金保険の被保険者となったために国民年金の被保険者資格を喪失しているが、申立人が所持する年金手帳、国民年金手帳記号番号払出簿、特殊台帳及び申立人が居住していた市の被保険者名簿の記載から、申立人は、その後の59年4月頃に国民年金の再加入手続を行ったことが確認でき、申立期間①当初に再加入手続を行ったとする申立人の主張と符合しないほか、申立期間①及び②は申立人の夫の保険料も未納である。

また、昭和58年4月の保険料は納付済みとなっているが、これは、申立人が60年1月の保険料を重複納付したために保険料が58年4月の分に充当されたことによるもの

であり、当該充当処理時点（充当決議日：60年5月25日）までは、申立期間①及び②は連続した未納期間であったことがオンライン記録で確認できる。

このほか、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、当該期間の保険料額、納付場所等の納付状況に関する記憶が明確でないなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和60年5月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する平成17年12月29日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、38万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年10月29日から同年12月29日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間においても同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録並びにA社から提出された申立人に係る人事記録及び申立期間に係る給与明細書により、申立人は、申立期間においても同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人のA社における資格喪失日は平成17年10月29日とされているところ、B企業年金基金から提出された加入員記録及びC健康保険組合から提出された被保険者情報によると、申立人の同社における資格喪失日は、それぞれ同年12月29日と記録されている。

さらに、A社は、申立期間当時、社会保険事務所、厚生年金基金及び健康保険組合への届出において複写式の様式を使用していたと供述している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が主張する平成17年12月29日にA社において被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったものと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る上記加入員記録から、38万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：女
基礎年金番号：
生年月日：昭和50年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：平成14年8月21日から15年9月1日まで

A社（現在は、B社）に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の報酬額に見合う標準報酬月額より低くなっている。申立期間に係る給与支給明細書を提出するので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は22万円とされているところ、申立人から提出された申立期間に係る給与支給明細書及びB社から提出された平成15年分のA社における賃金台帳により、申立人は、申立期間に毎月約30万円から41万円の給与の支払を受け、当該給与から標準報酬月額30万円に基づく厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、上記給与支給明細書及び賃金台帳において確認できる保険料控除額から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店（現在は、A社C支店）における資格取得日に係る記録を昭和50年9月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年9月21日から同年10月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間において支店間の異動はあったが、同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社C支店から提出された申立人に係る社員名簿から判断すると、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務し（昭和50年9月21日に同社D事業所から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和50年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人のA社B支店における資格取得に係る届出を誤って行い、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 5 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 5 月から 52 年 3 月まで
私は、母から、昭和 52 年 4 月に転居する際に年金手帳を渡され、私が 20 歳になった 48 年に父が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたことを聞いた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の記号番号の任意加入被保険者に係る資格取得日から、昭和 52 年 4 月頃に払い出されたと推認でき、当該払出時点では、申立期間のうち 48 年 5 月から 49 年 12 月までの期間は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、20 歳に到達した昭和 48 年に申立人の父親が国民年金の加入手続を行ってくれたと述べているものの、申立人が申立期間当時に居住していた市の国民年金手帳記号番号払出簿には申立人の氏名は見当たらないなど、同年に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

そのほか、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年1月から60年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年1月から60年5月まで
私は、20歳になった昭和57年頃に国民年金の加入手続を行い、市役所で定期的に国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間が国民年金に未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和57年頃に国民年金の加入手続を行ったと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の第3号被保険者に係る資格取得記録の処理日から、平成3年2月頃に払い出されたと推認でき、オンライン記録では、申立人に係る2年11月26日の国民年金の被保険者資格取得日の処理日が3年3月8日となっていることが確認できることから、申立人は同年2月から同年3月頃までに国民年金の加入手続を行ったと考えられる。

また、申立人が所持している年金手帳には上記手帳記号番号が記載されており、「初めて被保険者となった日」は「平成2年11月26日」と記載されていることから、申立期間は国民年金の未加入期間であるため、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立人は、現在所持している年金手帳とは別に灰色のような色をした手帳を所持していたことがあると述べているが、申立人が加入手続をしたとする昭和57年当時に交付されていた手帳はオレンジ色でありその記憶と符合しないなど、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年6月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年6月から51年3月まで

私は、母に勧められて国民年金に加入することを決めていたため、20歳になると国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間後の昭和51年4月30日に任意加入被保険者として国民年金の被保険者資格を取得したことにより払い出されており、申立期間は国民年金の未加入期間であるため、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人は、申立期間当時受け取った国民年金手帳の記憶は無く、年金手帳を紛失したことはないと述べているほか、申立人が申立期間当時に居住していた市の国民年金手帳記号番号払出簿には申立人の氏名は見当たらないなど、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月
② 平成 15 年 12 月
③ 平成 16 年 7 月

A社の社員として同社の売店で勤務した期間のうち、申立期間①から③までについて標準賞与額の記録が無い。当該賞与に係る支給明細書や賞与振込額が分かる預金通帳等はないが、同社から、各申立期間に賞与が支給されたのは間違いなく、保険料も控除されていたと思うので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録等により、申立人は、申立期間においてA社で厚生年金保険の被保険者であったことは確認できるが、同社は、平成 17 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同社の元事業主に申立人の各申立期間に係る賞与の支給状況等について照会したが回答が無く、また、申立人の居住地を管轄する区役所に、申立期間当時の申立人の市区町村民税等の課税関係資料について照会したものの、保存期限経過のため保管していないとの回答があったことから、申立人の各申立期間における賞与額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、申立人の各申立期間に係る賞与額等について確認するため、申立人に賞与振込みが行われた銀行振込口座に係る情報の提供を求めたが、これに応じてもらえないため、申立人の各申立期間に係る賞与の銀行振込額も確認できない。

このほか、各申立期間について、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年8月19日から27年8月1日まで

A社に自動車修理見習工として勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に、健康保険証を交付され、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、A社は、申立期間の途中で代表者が代わったので、その後、B社という名称となっていたかもしれないので、同社の被保険者としても調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及び適用事業所検索システムによれば、申立人が申立期間に勤務したとするA社及びB社は、いずれも厚生年金保険の適用事業所となった記録が確認できない。

また、申立人は、「A社及びB社は、既に倒産しているものの、申立期間当時のA社の事業主の姓、B社の事業主の氏名及び両社における同僚の姓を記憶している。」と供述しているところ、いずれの者も連絡先が不明であることから、これらの者から申立人の申立期間に係る勤務の状況及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認できない。

さらに、A社及びB社の所在地及び代表者の住所を確認するため、申立人が主張する両社の所在地を管轄する法務局にそれぞれ法人登記の状況を照会したものの、両社とも法人登記の記録が無いことから、両社の所在地及び代表者の住所は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における勤務及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。